

第4章 復旧等

■ 都・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
国 (対策本部 指定行政機関・ 指定地方行政機関)	○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 都又は指定公共機関の応急復旧の支援 ○ 武力攻撃災害からの復旧
都	○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 区市町村又は指定地方公共機関の応急復旧の支援 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○ 消防相談に関すること。 ○ 火災予防に関すること。
区市町村	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
自衛隊	○ 施設等の応急復旧等に関する措置
指定公共機関・ 指定地方公共機関	○ 管理する施設及び設備の応急復旧 ○ 応急復旧の支援 ○ ライフライン施設等の復旧

第1節 応急復旧

1 ライフラインの応急復旧

- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに、都が管理するライフライン施設の被害状況を把握するとともに、被害状況に応じて、応急復旧のために必要な措置を講ずる。
- また、ライフラインの事業者である区市町村及び指定地方公共機関から応急復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、人員や資材の提供、技術的助言など、所要の支援を行う。

2 輸送路の確保に関する応急復旧

- 都対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送や緊急物資の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧のために必要な措置が講じられるように、総合調整を行う。
- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設・漁港施設、空港、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

3 都が管理するその他の施設及び設備等の応急復旧

- 都は、武力攻撃災害が発生した場合には、ライフラインや輸送路のほか都が管理する施設及び設備の被害状況を速やかに把握し、被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

4 国に対する支援要請

- 都は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求める。

第2節 復旧・復興

1 国における復旧のための法制の整備

- 武力攻撃災害による被害が発生したときは、国において、公共施設や産業基盤などの本格的な復旧のため、財政上の措置や各種支援制度等に関する法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての方針が示される。

都は、これらの法制や方針を踏まえ、都市基盤等の迅速な復旧を図る。

2 都が管理するライフライン等の復旧

- 都は、武力攻撃災害によって被災した水道・下水道、鉄道、空港・港湾、道路等のライフライン施設等を早急に復旧する。

3 復興対策

- 都は、大規模な武力攻撃災害により重大な被害を受けた場合は、知事を本部長とする都災害復興本部（仮称）を設置し、都市、住宅、暮らし、産業等の計画的な復興を図る。
- 復興に当たっては、被災地域の復興後の将来像を明確にし、その実現に向けて、復興に係る諸事業を総合的に実施する。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

- 都は、国民保護措置の実施に要した費用で都が支出したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

- 都は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

- 都は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

(2) 実費弁償

- 都は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

- 都は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補填

- 都は都対策本部による総合調整や指示の結果、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失補填の手續に準じて、損失を補填する。

4 区市町村が国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求等

- 区市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、都国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

- 国民保護法に基づき区市町村が行う損失補償及び損害補償の手續等については、都国民保護計画に準じて定めるものとする。